

様式第 1 1 号 (第 1 3 条関係)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	業者番号
株木建設(株)	水戸市吉沢町311-1	1-000003
(株)オカベ	日立市多賀町2-10-7	1-000001
(株)秋山工務店	日立市大沼町1-7-1	1-000219

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可を表す。

2. 指名停止措置期間

令和8年4月10日～令和8年4月23日(2週間)

3. 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する工事

4. 事実概要

株木・オカベ・秋山特定建設工事共同企業体は、高萩工事事務所発注の07県単道改第07-03-973-Z-001号道路改良工事((仮称)大久保町第1トンネル)の工事現場において、令和8年1月26日、積載形トラッククレーンの荷台からの荷下ろし作業中、トラッククレーンがバランスを崩し横転し、荷台にいた1次下請け作業員1名が重傷を負った。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成29年要領第3号)別表第1第8号ウに該当する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆災害事故) 8 <u>一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</u>	略 略 <u>当該認定をした日から 2週間以上1ヶ月以内</u> 略
ア 略	
イ 略	
ウ <u>工事関係者に複数の死傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき。</u>	
エ 略	

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地

電話029-297-5005(直通)